

令和4年9月14日

川西市議会議長

久保義孝様

総務生活常任委員長

磯部裕子

### 委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

## 総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和4年9月1日）

## 1. 議案第63号 既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

**議案の概要**

本案は、条例の適正性を確保する観点から、既存の条例の見直しを行い、現時点で実効性を喪失した条例を廃止するとともに、所要の規定の整理を行おうとするもの。

**質疑の概要**

問 今回、実効性が喪失している条例の廃止、または法律改正に伴う引用条項や文言を整理するため本案が提出されているが、この時期に提出するに至った経緯等について伺いたい。

答 令和3年12月議会において、「阪神間都市計画市街地再開発事業川西能勢口駅南地区第二種市街地再開発事業の施行に関する条例」が実効性を喪失していたため廃止する議決を得たところであるが、その後内部で検証した結果、新たに4つの条例について実効性を喪失していることが判明した。国においては、実効性を失った法律等を廃止する法案の提出を行っておらず、実効性喪失法令に分類され、現行の法律ではないというような整理をされているところであるが、今回、条例を適正に管理するという観点から、一定の期間で見直そうとするものである。

このほかにも、法改正に伴って生じる条ずれなどの軽微な内容についても、一定の期間で見直し、今回10条例について改正案を提出するに至ったものである。

問 既存条例について、一定の期間で見直しを行うと説明があったが、「一定の期間」とは、どれぐらいの期間を指すのか伺いたい。

答 市民サービスに大きな影響がなく、法制上の問題もない軽微な内容については、本市の市長と議員の任期が同時期となっていることから、4年という期間で整理することが適当であると考えている。

**特記事項** なし

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

## 2. 議案第64号 川西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

本案は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置等が規

定されることに伴い、本市においても地方公務員法の趣旨に従い、同様の措置等を規定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 正規職員及び会計年度任用職員が育児休業を取得する際の、職員の補充の現状について伺いたい。

答 正規職員及び会計年度任用職員の育児休業の取得人数については職員課で把握しており、従来は、業務の整理を行った上で、原則、会計年度任用職員を配置することによって対応してきたところであるが、近年では、育児休業の取得者が複数名いることを年度当初から把握している場合には、職員定数を増員することや、年度途中で育児休業取得者が出た場合には、新たに職員を採用する方法など、個別のケースで判断して対応している。

問 育児休業に関する制度が充実することで職員が働きやすくなるが、育児休業を取得する職員が増加することで、職場の運営や職員の配置等に苦慮することが想定されるが、市の考えを伺いたい。

答 職員が育児休業を取得した場合は、ほかの職員が補うことになるため、その職員の負担が大きくなるように人員配置に配慮するとともに、該当する職場では、人員配置や業務の配分を管理職が適切に行うマネジメント力が重要であると考えており、職員課としてもその部分をサポートしていきたいと考えている。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

### 3. 議案第68号 令和4年度川西市一般会計補正予算（第4回）

#### 議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第1款議会費。第2款総務費。第3款民生費のうち第1項社会福祉費第3目総合センター費。第4款衛生費のうち第3項清掃費。第7款商工費。

#### 質疑の概要

(1) 第1表 歳入

質疑なし

(2) 同 歳出

① 第1款 議会費

質疑なし

② 第2款 総務費

問 議案質疑資料によると、市有施設の電気料金及びガス料金について、施設ごとに今回の補正に係る算定根拠及び金額が記されているが、それぞれの単価について伺いたい。

答 電気料金の単価については、基本料金単価、電力量単価及び調整額単価で構成されている。基本料金単価については2カ月ごとに市場価格に応じて、電力量単価については夏季（7月から9月）と夏季以外について、それぞれ事業者と調整の上で設定しており、調整額単価のうち、再生可能エネルギー発電促進賦課金については国が年度ごとに設定し、燃料費調整額については燃料費の市場価格や為替レートにより算出するものとなっている。

また、ガス料金については、本庁舎と学校施設で契約が異なっており、本庁舎については、契約基準単位単価に原料の価格を料金に反映させた調整単位単価を調整して算定しており、学校施設については基本料金と使用量単価を用いている。

③ 第3款 民生費

質疑なし

④ 第4款 衛生費

質疑なし

⑤ 第7款 商工費

問 商工振興事業において、キャッシュレス決済サービス活用事業者支援事業の業務委託料等として1億2640万円が追加されているが、当該事業におけるポイント付与率及び上限額や参加事業者数等の詳細について伺いたい。

答 ポイントの付与率は20%とし、決済1回当たりのポイント付与上限額を1000円、期間内での付与上限額を1万円とする予定である。

また、キャッシュレス決済サービスの使用が可能な市内事業者は1000社を超えている状況であるが、今回も前回と同様に中小企業を対象とする予定であることから、参加事業者数はそこから少し減るものと考えている。

問 中心市街地活性化推進事業において、川西能勢口駅高架下に設置されている市民トイレを中心市街地活動交流施設に改修する費用として1100万円を追加されているが、本補正予算を計上するに至った経緯について伺いたい。

答 令和3年度3月補正予算において、市民トイレの解体とコミュニティスペースの

改修工事に係る工事負担金1000万円を計上し、不動産管理会社と具体的な整備条件等の協議を進めてきたところである。今年度になって、市民トイレからコミュニティスペースに用途変更するに当たり、新たに消火・防災設備が必要であることや、電気や水道の設備の仕様がトイレと大きく異なることが判明したため、これらの整備に係る費用について、今回、増額補正するものである。

問 配付資料によると、今回整備されるコミュニティスペースにはトイレが2カ所設置される予定であるが、当該トイレは、これまでと同様に誰もが使用可能という認識でよいか。また、当該コミュニティスペースの開館時間等について伺いたい。

答 当該施設の開館日時は未定であるが、来館者に不便がないような方法を検討していきたいと考えている。

答 コミュニティスペースを整備するに当たり、市民トイレとしての機能は廃止するが、これまで長年使われてきた経過があることから、トイレのブースを2カ所設置することで使っていただけるよう配慮している。

問 配付資料によると、市民トイレの改修により、中心市街地活性化事業拠点を整備し、地域の事業者・プレイヤーの活動・交流の活性化と情報発信を行うと記されているが、想定されている活動について伺いたい。

答 プレイヤーの定義は非常に広く、イベントの参加者も含めてプレイヤーと考えており、情報発信に当たっては、当該施設を訪れることにより新しいイベントが実施されることを知ることや、自発的に活動してみたいという方があれば、活性化に資するような形で参画いただけることを促進したいと考えている。

#### 特記事項

配付資料あり（中心市街地活性化事業拠点整備に係る補正予算について）

議案質疑資料あり（原油価格高騰等による市有施設の光熱水費の増額分の施設ごとの算定根拠と金額について）

審査結果 原案可決（全員賛成）

#### 4. 請願第7号 黒川小学校保存に関する請願書（令和4年第2回定例会提出）

##### 請願の趣旨

旧黒川小学校は、2009年度に兵庫県の景観形成重要建造物に指定されており、南北校舎が一体として保存されることにより、明治から昭和にかけての日本の山村地域での教育・文化の歴史を肌で学ぶことができると考える。南校舎は、敗戦後の1946年に国民が落胆している中で建設された校舎であり、当該校舎には、国の再建のためには未来を担

う子供たちへの教育が大切だという先人たちの熱意を感じ、建物が現存しているからこそ、そこで遊び、学んでいた子供たちの状況を豊かに想像することができ、今日の日本を築く原動力を育んできた昭和の教育・文化の大切さと、その変遷をより深く理解することができると思う。

黒川は、日本一の里山でありながら公共交通が確保され、他地域にはない有利さを保持しており、豊かな自然の中、明治・昭和の教育文化を象徴する「旧黒川小学校」、そして自然を体験する「黒川里山センター」は、黒川の将来に大きな役割を果たすと考える。老朽化により維持管理の費用がかかることについては理解するものの、一度壊してしまえば再建することはできないため、旧黒川小学校の南北校舎が現状に大きな変更なく維持管理されるよう請願する。

**特記事項** なし

**審査結果** 採択（全員賛成）